

すこやか診療所 通所リハビリ 利用料金表

		□1 割負担	□2 割負担	□3 割負担
□基本料金	□要支援 1	2053 円/月	4106 円/月	6159 円/月
	□要支援 1 (12 ヶ月超の場合)	2033 円/月	4066 円/月	6099 円/月
	□要支援 2	3999 円/月	7998 円/月	11997 円/月
	□要支援 2 (12 ヶ月超の場合)	3959 円/月	7918 円/月	11877 円/月
□運動器機能向上加算		225 円/月	450 円/月	675 円/月
□生活行為向上リハビリテーション実施加算 (6 ヶ月以内)		562 円 /月	1124 円/月	1686 円/月
□サービス提供体制強化加算Ⅱ	□要支援 1	72 円/月	144 円/月	216 円/月
	□要支援 2	144 円/月	288 円/月	432 円/月

*運動器機能向上加算

リハビリおよびその他のスタッフが運動器の機能向上を目的に、個別に評価・計画書の作成を行い、リハビリを実施した場合に算定

*生活行為向上リハビリテーション実施加算

通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価を概ね月 1 回以上実施した際に加算。

*サービス提供体制加算Ⅱ

介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上の場合に加算

*その他

地域区分として、岐阜市は6級地のため1単位につき10.33円加算されます。

介護職員処遇改善加算として、利用料金に4.7%が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算として、利用料金に2.0%が加算されます。

自己負担額は、負担割合証より1割負担、2割負担、若しくは3割負担となります。

尚、請求金額は保険請求上、1円未満切り捨ての状況により誤差が生じる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、4月～9月までの間、基本報酬に0.1%上乘せがあります。

※感染症や災害の影響により利用者数が前年の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合に、翌々月より3ヶ月間の基本報酬の3%の加算があります。

自費徴収に関するご案内

通所リハビリテーションのご利用に当たり、以下の物について当事業所が提供を行った際、その費用を別途徴収させていただきますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願い致します。尚、紙パンツ代以外で費用の支払いを受ける場合は、事前に利用者またはその家族に対して文書で説明し、同意を得ることとする。

*紙パンツ代 (パンツ 100 円、パッド 50 円)

*リハビリを目的とする材料費 (実費) *社会参加を目的とした屋外活動等の実費 (実費)

		□1 割負担	□2 割負担	□3 割負担
□基本料金	□要介護 1 (1 時間以上 2 時間未満)	366 円/日	732 円/日	1098 円/日
	□要介護 2	395 円/日	790 円/日	1185 円/日
	□要介護 3	426 円/日	852 円/日	1278 円/日
	□要介護 4	455 円/日	910 円/日	1365 円/日
	□要介護 5	487 円/日	974 円/日	1461 円/日
□リハマネジメント加算 (B) イ (6 ヶ月以内)		830 円/月	1660 円/月	2490 円/月
□リハマネジメント加算 (B) イ (6 ヶ月超)		510 円/月	1020 円/月	1530 円/月
□生活行為向上リハビリテーション実施加算 (6 ヶ月以内)		1250 円/月	2500 円/月	3750 円/月
□理学療法士等体制強化加算		30 円/日	60 円/日	90 円/日
□サービス提供体制強化加算Ⅱ		18 円/日	36 円/日	54 円/日

***リハマネジメント加算 (B) イ**

利用開始月から 6 か月以内は 1 ヶ月に 1 回、6 ヶ月を超えた場合は 3 ヶ月に 1 回のリハビリテーション会議を行い、リハビリテーション計画を医師より説明し、同意を頂いた場合に加算。

***生活行為向上リハビリテーション実施加算**

通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価を概ね月 1 回以上実施した際に加算。

***理学療法士等体制加算Ⅰ**

リハビリテーションの所要時間が 1 時間以上 2 時間未満であり、専従の理学療法士等が 2 名以上常勤で配置の場合に加算。

***サービス提供体制加算Ⅱ**

介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 50% 以上の場合に加算

***送迎減算**

ご自身もしくはご家族の車で事業所へ来られる場合、片道につき 47 円減算となります。

***その他**

地域区分として、岐阜市は 6 級地のため 1 単位につき 10.33 円加算されます。

介護職員処遇改善加算として、利用料金に 4.7% が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算として、利用料金に 2.0% が加算されます。

自己負担額は、負担割合証より 1 割負担、2 割負担、若しくは 3 割負担となります。

尚、請求金額は保険請求上、1 円未満切り捨ての状況により誤差が生じる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、4 月～9 月までの間、基本報酬に 0.1% 上乗せがあります。

※感染症や災害の影響により利用者数が前年の平均延べ利用者数から 5% 以上減少している場合に、翌々月より 3 ヶ月間の基本報酬の 3% の加算があります。

上記の料金変更に伴う説明を受け、これに同意します。